

ID: 99

担当部署: 健康推進課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	大河原町仙南夜間初期急患センター条例 第7条		
例規番号	平成26年条例第15号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができるものとする。</p> <p>(1) 災害その他やむを得ない事由により使用料等を納付することが困難な者</p> <p>(2) その他町長が特に必要と認めた者</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日